

韓国側文書に見る 日韓国交正常化交渉

編集・訳／李 洋秀

〔解説〕

二〇〇五年一月一七日と八月二六日に韓国政府が一般公開した韓日会談文書は、A4用紙で三万五〇〇〇頁に及ぶ。その全てを翻訳し公開することなど、途方もない無謀な計画のようだ。それらを一読することすら容易ではない。

日韓基本条約締結から四一年も経つたが、依然として両国の中には既に解決された筈の問題が多く残っている。竹島¹¹・独島の領有権だけでも大騒ぎだし、日本の植民地支配に対する責任や、それに伴う歴史認識、戦争犠牲者や従軍慰安婦に対する補償や謝罪、韓国併合の条約がいつから無効かということが不明なままの国交回復、まだ未修復な朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との修交問題、在日韓国人の国籍と法的地位や民族教育、九万三千〇〇〇もの在日朝鮮人を北朝鮮へ送り出した帰還事業の経緯や責任などなど。

各地の裁判所で下された判決では、日韓協定によって「完全かつ最終的に解決された」と常に引用され続けている。にも拘らずいつまでも問題が表出し続けるのは、日韓協定自体に不備があり、何も完全かつ最終的には解決されないことを証明して余りある。解決されないまま残された諸問題は、いつまでも両国と両国民の喉元に突きつけられ続けている。

そこで今号より、今日にもまだ影響がある請求権問題と基本関係、在日韓国人の法的地位

位問題、文化財返還問題、その他北朝鮮帰還問題などを数回に分けて紹介することとし、今号と次号では請求権問題に関する資料を紹介する（ただし、同時に一応の決着を見た、平和線（李承晩ライン）や、それに伴う日本漁船及び漁師の返還問題は紙面の関係上、割愛せざるを得なかつた）。

請求権問題に関する資料についてはいわゆる「久保田発言」と「金・大平メモ」を中心と抜粋掲載する。「久保田発言」とは一九五三年一〇月一五日の財産及び請求権分科委員会で日本側首席代表久保田貫一郎が発言した内容を指す。周知のように、植民地支配を正当化したこの発言により、韓日会談自体が決裂することになった。ところで、この発言の根本には植民地支配に対する歴史認識、賠償、請求権など、重要な問題が横たわっている。また、「金・大平メモ」とは一九六二年一月一二日に東京で開かれた金鍾泌中央情報部長と大平正芳外相との会談の合意内容をメモとして、大平外相が金鍾泌部長に渡したものである。その内容は無償三億ドル、有償二億ドル、民間借款一億ドル以上という条件で、日本が韓国に対して経済協力を実施することとで請求権問題を「解決」するというものであつた。

なお、今回公開された文書には簿冊のタイトルにあたる「機能名称」がついている。そこで、機能名称ごとに解題を付してから、抜粋部分を紹介する。訳者の解説、註はゴシック

クで、原文は明朝体で表した。(一)内の表記も原文は明朝体、訳者註はゴシック体とした。また、判読できない文字は○と表記した。

(資料)

〔韓日会談予備会談(一九五一、一〇、二〇一
一二、四)資料集〕：対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠、一九五〇」(登録番号七六)

今回公開された文書「韓日会談予備会談(一

九五一、一〇、二〇一、二・四)資料集、一九五〇」登録番号七六は、日本に対する賠償を個人にも認めるのか、国家が代表して受け取るかという議論以前の段階で、「韓日合邦条約無効論」に基づく韓国の微妙な立場が検討されている。

この簿冊は一九五〇年一〇月付で駐日代表部内に設置された「対日講和調査委員会」が作成した文書である。ただし、この文書が「駐日代表部案」とされているように、この文書の見解が韓国政府内で合意がとれたものかどうかは不明である。この文書でとくに注目されるのは「韓日合邦条約無効論」に基づく韓国政府の微妙な立場が検討されていることである。七〇九頁の抜粋で現れる「無権代理」とは本来、代理権を持つていない者が、本人に代わって法律行為を行うことを意味する民法上の用語である。この考えにもとづき、原則的に日本の植民地支配の法的効力を「無効」としながらも、韓国政府が追認した日本の行

のみを「有効」とする法理論が検討されていなかった。その他、この「駐日代表部案」では今

ことによるものと思われる。

(中略)

うに、日本に対する賠償要求の方法にも関連するものである。以下、最初の抜粋は一九五一年七月二十五日付で大韓民国駐日代表部政務部が作成した「説明書」から、それ以降の抜粋は一九五〇年作成文書から紹介する。

七〇九頁

韓日合邦条約に対する有効論または無効論

が対立していると看取できるが、無効論については三五年間旧朝鮮総督による統治の認定

事実に対しては、旧朝鮮総督の「無権代理」という理論の下で、これを原則的に否認しながらも、社会秩序維持上に必要な総督府行政に限つては是認するという立論は、過去の日本

の帝国主義的秩序論を認定することになるという理念的矛盾に直面したと言え

二、強制で締結した条約の効力

a、戦争の結果締結される講和条約の強制の違法性

b、条約調印者に加わる強制の違法性

c、国家の消滅を内容とする条約締結に関する違法性

三、韓日合邦条約の無効

a、一九〇五年一一月一七日の韓日協約は

条約調印当事者を脅迫したので無効

b、無効の韓日協約の効力を強制した第二、

第三の強制である一九一〇年八月二二日

は一部が海外に亡命した韓国人の中には、らず調印当事者の資格がないという結論は、単に調印資格の適正性(妥当性)、即ち韓国が対日戦争に参加しなかつたという事実(実際韓国は実質的な利害関係国であるにもかかわらず調印当事者の資格がない)と結論は、光復軍を組織して中華民国軍と協力して参戦した)に基因するものといえるが、一方では前記項目における立論が不明性(不明確である

の韓日合併条約無効の因果関係

c、カイロ宣言における韓日合邦の強制性
承認

四、韓日合併条約無効の効力発生

一、原則 一九一〇年八月二九日に遡及して、無効効力が発生する。

二、例外 黙認または追認で無効を主張しない

三、重要事項の列举

a、対人商権 一九一〇年八月二九日から一九四五年八月一五日までその機能のみ停止

b、善意の第三者の利益 黙認、追認を主張しない

c、朝鮮総督の一般行政 無権代理の行為なので原則的無効である。ただ□□（空白）できる。

イ、純全な行政面

I、朝鮮銀行券 旧韓国事務継承と準備

金保護及び貴生活の経済行為継続で有効

II、税金 集団生活者の最低義務範囲内は有効

日本の侵略戦争のための特別税は無効
III、公債及びその他 韓国国民の権利のための共債は有効

その他は無効だ。

IV、対日貿易□□（空白）有効だ。

口、司法面

一切無効だ。ただ道義的責任違反の反社会的犯罪者に対する判決は追認する。

ハ、立法面

制令は一切無効だ。但し、社会秩序維持に必要な点のみを追認する。

三一頁

大韓民国が日本に要求する賠償は、上記のような戦闘行為（第一次及び第二次世界大戦における戦闘行為を指す）を直接原因とした点は至極少ない。そして一九一〇年八月二九日の韓国合併条約が無効であるとして、そこから発生した当時までの被害を一括して賠償というのも難しい。ただ一九〇五年一一月一七日以後、日本の侵略に反対するのを目的として闘った、独立運動者愛國者に加えた一切の損害の賠償要求は、賠償的性格を持つと考える。（ただし実利においては、対日講和条約外の付属条約で要求するのが良いだろう）

第二次財産及び請求権分科会議 経過報告書
日時と場所 一九五三年五月一九日（火）一五時一〇分～一六時二〇分 日本外務省会議室
三二〇三四頁

三二〇三四頁

第一回分科会議後、その間、石田一張、廣田、上田一張の二次に亘る非公式会談を持つたということ、同会合を通して、韓国側からまざ目録等を添付し、第一次的に提議した左記四項目請求に対しても、日本側の事務的進捗状況を聞くと、（一）（二）項に対しては六月二日までに調査完了予定であり、（三）項については韓国側からより仔細な資料補足を要望するという発言があり、必要資料を追送することと、二、三日内に再び非公式会談を持つことで合意を見た。但し（四）項に対してもは前述のような意見交換があつただけだった。

記

（一）韓国国宝、歴史的記念物（美術工芸品、古書籍その他）直時返還要求に関する件

（目録添付）
（二）韓国地図原版、原図及び海図の直時返還に関する件（目録添付）

た。注目すべきことは、法理論的検討に終始した第一次会談に比べて、第二次会談では法理論よりも、とくに韓国側の具体的な請求内容が提示され、検討されたことである。ここではその具体的な請求内容が提示された、第二次財産及び請求権分科委員会の会議録から抜粋して紹介する。

(三)

(三) 太平洋戦争中、韓国人被徴用労務者に対する諸未払い金及び弔慰対策に関する件

(四) 韓国人(法人、自然人)所有の日本有價証券(公社債株式等)償還など処理方法の件

本件に関しては非公式会談で(第一次

分第四項目)韓国側が提議したものに対して日本側上田外債課長が、日本人所有

分と変わりなく現在すべての権利が保障されており、これに対する特別償還方法

などはまだ考えていないという非公式見解の表明があつたが、この日本側見解を

本会議で再確認すると同時に、特別な具体的処理方法が必要な場合には、今後他の請求権処理方法と同時に討議するしかないという意見を表した。

そしてわが側張(基)代表から、「戦後日本で金融機関所有の日本国債に対し、その償還を一次封鎖するなど特別措置をしたことがあるのか」と質問したのに對しては、「預金に対して一部封鎖した外には、そういう財産封鎖などの措置をしたことにはまったくない」と答えた。(後略)

三五
頁

第二次提示五項目の内容は左記のものである。

(一) 太平洋戦争中の韓国人戦傷病者、戦没者に対する弔慰金など支払に關わる件

(二) 韓国内で交換回収した日本銀行券代金清算に関する件

(三) 韓国人帰國者が旧日本官憲に強制寄託させられた貨幣代金支払に関する件

(四) 旧朝鮮総督府鉄道局共済組合の在日財産返還に関する件

(五) 旧朝鮮奨学会維持財団の在日財産返還に関する件

て、わが側張代表は最速の日時に完了してくれることを再催促した。

一、太平洋戦争中、被動員者の未清算計定に關しては、全体的な数字はまだ算出できていないが、(一九五三年?)五月末日現在で供託された金額は左記の通りで、また一人に対する計算の基準は日本人と一緒に取り扱い、扶養手当に関しては日本に居住する家族に限つてのみ支払うこととした。

(一) 陸軍關係 該當者、復員者 四〇、四五名、戦死者 四、〇八七(名)
供託金 二四、七七〇、七二〇円(日貨)
(二) 海軍關係 該當者 四九、二五二名
供託金 五三、四〇二、〇〇〇円(日貨)

三、遺骨柱数
(1) 海軍關係 保管分 二六七二柱
既に還送されたもの 前段二六七七
柱、後段七四二二柱
(2) 陸軍關係 保管分 一四四八柱

四、韓国人所有有価証券(株式・国債)に関する件は、相互の資料を対照して数字的に实体を明らかにし、これに対しても担当事務官会合を構成することにした。

一、韓国國宝、古書籍及び美術工芸品に関しては、外務省で専門の担当事務官を任命し、一方、文化財委員会の協力を得て調査しているが、まだ完了していないので、

近日(中)に關係担当官から概括的な説明をできると日本側が説明したのに対し

「第三次韓日会談(一九五三、一〇、六一二)

一) 本会議会議録及び一一三次韓日会談決裂経緯、一九五三、一〇一一二(登録番号九五)この資料は第三次会談本会議の会議録である。後に紹介する一九五三年一〇月一五日の

請求権委員会会議録と合わせて、「久保田委

言」が飛び出す前後の状況がわかる資料であ

る。今回は本会談と請求権委員会の会議録を

時系列的に紹介する。なお、久保田本人は次

の会議の席上で、韓国側が記載した会議録の

文言を否定している。それなら日本側はどう

記録しているのか興味が持たれるが、今日に

至るまで一切公開されていない。

一七〇二三三頁

韓日会談 第二次本会議 経過報告

日時及び場所 一九五三年一〇月一三日(火)

一〇時四〇分～一時五五分 外務省第四一

九号室

出席者：わが側 金溶植、任哲鎬、柳泰夏、

張暉根、洪璣基、崔圭夏、李相徳、

李壬道、韓奎永、張潤傑、韓麒鳳

日本側 久保田貫一郎、下田武三、

鈴木政勝、小島太作、高橋覚、大畑

哲郎、竹内春海、木本三郎、清井正、

永野正二

(韓国側の金溶植公使の挨拶に対し) 日本側
久保田代表は概ね、次のように言つた。

「この会談で率直に、建設的に相互意見交換

をすることと、両国の懸案を早急に解決しよ

うということに対する対しては、全く同感である。

しかし本人の知る所によれば、ある国家間の

国際会議は対等な立場で行われなければなら

ないし、ある一方的な主張とか、希望だけを

貫徹させても、成功しないだろうと思われる。

したがつて互いに議論を徹底的にして、妥協点を発見するようにすることが良いだろうと信じる。

(イ) 請求権問題に関する
（中略）

日本側が從来主張して来たように、日本は在韓日本人財産に対しても請求権があるという主張を撤回しない。また梁

大使が前回、韓日会談の非公式会議で日本側が在韓財産請求権を放棄すれば、韓国側も対日財産請求権を放棄すると

言つたことが誤解だと言うが、一九五二年四月一日と一七日と都合三回に亘つて話したものと理解する。しかし、これは公式記録ではないので、これ以上争わない。

(ロ) 賠償権 (RESTITUTION) 問題

日本は戦争中、東南アジア諸国から掠奪をしたこととか、破壊したことに対する賠償をしようとしているが、日本

が韓国でそういうことをした事実がないので、賠償することがないとと思う。

万一、あるなら賠償するだろう。

(ハ) 船舶返還問題 (省略)

(三) 財産請求権問題に関する日本側の質問

a、梁大使は在韓日本人財産の八五%を、

日本が韓国に請求すると言つたが、この

八五%の根拠は何か。

b、韓国の主張によれば、米在韓軍政が

韓国政府に在韓日本人財産を帰属させたので、日本は在韓日本人財産の請求

権がないと言うが、米軍政が韓国に帰属させる時に、米軍政もそうだが、現在韓国政府も、その実際の権限外にある北韓(北朝鮮)にある日本の財産に対するは、韓国側として如何なる見解を持っているのか。この点を明白にしていただきたい(後略)。

〔第三次 韓日会談(一九五三、一〇、六一二)

一) 請求権委員会 会議録、第一一二次、一九

五三、一〇、九一～五(登録番号九七)

一九五三年一〇月一五日に外務省第四一九

号室で行なわれた第二回請求権分科委員会の

会議録を抜粋して紹介する。ただし、読者の

便宜に配慮して、必要と思われるところで改

行を行なった。

二四〇三五頁

韓日会談 財産及び請求権分科委員会 第二 次会議報告書

連合国戦後処理の問題点

今後の会議運営に関して、韓国側から「原則論を明白にする前には会議が進捗しない」と、それぞれ主張した後、

韓国側が反駁して、「韓国は対日請求権は対日賠償請求的性質のものは含まれておらず、純全なる法的清算関係に局限したので、日本が最後まで相殺を主張するならば、韓国側は対

ればならないだろう。韓国の国会では水原虐殺事件、いわゆる治安維持法違反として処刑された事実、合併時の不法殺戮事件に対する賠償、総督統治を通して世界市場価格より低い物価で韓国の米穀、その他重要物資を日本に搬出した、低物価収奪の賠償を請求することを要求している。韓国側は、日本が対韓請求権を主張するとは、在韓日本人財産即ち韓国の大半の八〇%を占める財産の返還を要求することは少しも予想しなかつたので、このような賠償的性質のものは保留し、同じ政治的經濟的機構から分離されることで起きた法的清算的性質の請求を、合理的な範囲内で日本(から)の返還を要求、請求したのである。にも拘らず日本が三六年間、その権力機構下で本当に蓄財した財産一切を請求するのは不当なことで、われわれの賠償要求に対応（対抗）する性質のものだと主張すると、

日本側は「韓国側から対日請求権において新しい考慮、即ち賠償を要求するならば、日本はその間、韓人に与えた恩恵、即ち治山、治水、電気、鉄道、港湾施設に対してまで、その返還を請求するだろう。日本は毎年、二千万円以上の補助をした」と主張し、

韓国側は「そういう言葉は、日本が韓国を占領しそういうことをしなかつたら、韓国人はその間、眠っていたという前提下でのみ成立する。日本がいなくとも韓国は近代国家として当然な進歩を遂げていたらどう」と反駁した。

日本側から「当時を外交史的に見た時、日本が進出しなかつたならロシア、または中国に占領され、現在の北韓のように、もつと悲惨だつただろう」と隠れている底意を吐露すると、

韓国側からはこのような不遜な態度に対して、「日本が補助金を提供したのは韓人のためではなく、日本の権力機構の擁護のためにしたものだ」と反駁しながら、韓国側は「この会議においては過去を取り上げないようにしようとしたが、日本側がそこまで主張するならば、この会議（の存続）を危険にするものである。もう一度言うと、日本側が謙遜な態度を取るよう望む」と主張すると、

日本側は「過去を語らず、また賠償などを

取り上げず、単に法律面において討議しよう」と反転（反論）したことが契機となり、討議

は在韓日本人蓄財の正当性、如何に集中した。

韓国側が「在韓日本人の蓄財が正当だと思うのか。当時の資本構成だけ見ても九五%が日本人のものになっていた事実までも、平等な機会によって獲得したと思うのか。一例を挙げれば漁業権、鉱業権のような官免許によるものは、韓人はまったく所有できなかつたし、あげくには銭湯、理髪業、タバコ販売業まで、日本人の手に集中していたことをどう思つているのか」と聞くと、

日本側は「それは資本主義の時代においては、仕方のないことだ」と答えた。

韓国側から「それなら連合国がなぜ、あの

カイロ宣言において『韓国人の奴隸状態』と指摘したのか」と聞くと、

また日本側は「それは連合国が戦時中、興奮して言ったものであり、連合国自体の人格を損傷させるものだ」と答えた。「韓国側の見解によれば、日本の対韓請求権は成立しないと主張するが、ベルサイユ条約第十一章第四卷付属第一によると『ドイツと連合国双方敵産移転命令の効力を認定するが、その代償に対する請求権がある』とあり、またチエコスロバキア国条項においてドイツ国財産を清算する権利はあるが、その代償は返還せよと各々規定されたことから見て、日本も対韓請求権が成立する」と反論したのに対しても、

韓国側が「ベルサイユ条約においての移転（transfer）命令と法令第三十三号の命令とは事情が違う。英國の敵産管理令にも接収（vested in）と規定されているが、所有（owned）とは規定されなかつた。このように帰属だけでなく所有まで規定した国際的先例はない。また該処分の主体である当事国としてはない。また當該処分の主体である当事国としての米国も、これを没収するという見解を持つている以上、即帰属所有、即没収の意図で連合国と米国が処分した結果、その所有権が一旦米国当局に帰属したが、韓米間の財政及び財産協定によつて、韓国に譲渡されたものだ。だから万一、日本に不平があるならば、米国に対して言うのが妥当だ。のみならず一步進んで、第二次大戦以後には『解放』といふ新しい国際政治的現象が発生した。したが

日本側から「『韓国人の奴隸状態』と指摘したのか」と聞くと、

また日本側は「それは連合国が戦時中、興奮して言ったものであり、連合国自体の人格を損傷させるものだ」と答えた。「韓国側の見解によれば、日本の対韓請求権は成立しないと主張するが、ベルサイユ条約第十一章第四卷付属第一によると『ドイツと連合国双方敵産移転命令の効力を認定するが、その代償に対する請求権がある』とあり、またチエコスロバキア国条項においてドイツ国財産を清算する権利はあるが、その代償は返還せよと各々規定されたことから見て、日本も対韓請求権が成立する」と反論したのに対しても、

韓国側が「ベルサイユ条約においての移転（transfer）命令と法令第三十三号の命令とは事情が違う。英國の敵産管理令にも接収（vested in）と規定されているが、所有（owned）とは規定されなかつた。このように帰属だけでなく所有まで規定した国際的先例はない。また該処分の主体である当事国としてはない。また當該処分の主体である当事国としての米国も、これを没収するという見解を持つている以上、即帰属所有、即没収の意図で連合国と米国が処分した結果、その所有権が一旦米国当局に帰属したが、韓米間の財政及び財産協定によつて、韓国に譲渡されたものだ。だから万一、日本に不平があるならば、米国に対して言うのが妥当だ。のみならず一步進んで、第二次大戦以後には『解放』といふ新しい国際政治的現象が発生した。したが

つて連合国戦後処理において、第一次世界大戦以後とは違う。即ちサンフランシスコ平和条約締結以前に、財産処理よりもっと重要な領土処理を、日本の同意なく実施した。即ち、奴隸状態にあつた韓人を日本から解放させるために韓国を独立させ、そこに住んでいた日本人六〇万人を一時に追放し、その財産を没収して韓国に帰属させた。この財産の沒収ということは、このような「解放」という大きな処理のひとつの現象に過ぎない。このような事実は私有財産没収よりも、従来の国際法に比べてみたら、どう説明するのか」と聞くと、

日本側は「そのような連合国がしたことは、すべて国際法違反と思う」と答えた。

韓国側から「日本側は在韓（日本人）財産の処理に関して、私有と国有を区別すると主張しているが、現代においては實際、このようないい。例えば鉄道事業、電気事業など、国家的性格を帯びた大事業を私営にするか国営にするかは、国策如何により決定されるので、このような事業が被征服國家が独立する場合、新國家に継承されるかの余否を、国有国営までは私有私営という偶然な要素によつて左右されることがあつて、不合理になつた。のみならず近代戦は、その性格上総力戦なので、

国家はその国民の個人財産を徴収して、国家、戦争に動員したことを想起しなければならない。だから参考として述べると、ソ連は満州

または北韓にある日本人財産を、軍事占領物として取扱つて没収した。一方、サンフランシスコ平和条約によれば、連合国にある日本人財産だけではなく、枢軸国、中立国にある日本人財産も、その原所有者との関係なく、没収された。このような一連の処置も国際法違反だと思うのか」と聞くと、

日本側は「そうだ。私所有権不没収の原則に違反し、国際法違反だ」と答えた。

これに対して韓国側が「そうではない。今度の戦後において、連合国日本人財産処理状況を見れば、日本国有の領土内にある私有財産は依然尊重したし、ただその在外財産を非日本化したので、このような世界的な非日本化措置のひとつとして、在韓日本人財産を処理したのである。韓国、即ち奴隸状態の地域に所在していた日本人財産は、元來権力的に搾取によって不法に取得したものだからと没収されたものなので、当該地域を解放させる」と説明すると、

日本側は「連合国が、中立国に所在する日本人財産まで没収したのは不当だ」と主張した。

（中略）

韓国側から「記録のために聞くのだが、日本側は前回に韓国側の主張に対しても『ノー』と言わざるを得ず、しかし法的義務があるも

のは支払うと言ひながら、例を未払い賃金のようなものだと言つたが、そうか」と聞くと、

日本側は「そうだ」と即答した。

韓国側から「韓国側で今まで提出した各請求項目の内、どのような項目に関して即答できるのか」と聞くと、

日本側は「例えば戦時中、被動員者に対する未清算の件は支払いするだろう」と答えた。

最後に、韓国側から、この会議の経過を細かく見て、「どんな点から見ても、日本は先進国の立場にいるのにも拘らず、三六年間日本が取つた不愉快な事実を話せばきりがない。両国の親善を図るために、早急に会談を妥協させなければならない。この会談を妥協させるにおいて、日本は厳然たる現実、即ち戦後米国が取つた处分によつた結果の国際政治の現実を、事実そのまま是認しなければならないだろう」と発言すると、

日本側は「予定しないものまで言及したが、他意があるのではなかつたので、万一日本側が不遜な態度や印象を与えたとしたら許して頂きたい」と言い、「韓日関係を早急に解決するため努力する」と答えた。

（前掲）「第三次韓日会談（一九五三、一〇、六一二二）本会議会議録及び一二次韓日会談決裂経緯、一九五三、一〇一一二」

四〇（五〇頁）

（前掲）「第三次韓日会談（一九五三、一〇、六一二二）本会議会議録及び一二次韓日会談決裂経緯、一九五三、一〇一一二」

韓日会談 第三次本会議 経過報告
（久保田発言）をめぐる金溶植韓国側代表の発

(久保田貫一郎日本側代表)

「(一)貴代表は『講和条約締結前に韓国が独立したことは国際法違反である』と私が発言したと言うが、私が言つた意味は、韓国の独立に関し最終的に終結させるのは講和条約によって行うのが通例であり、日本としては戦争の最終的終結は、サンフランシスコ平和条約でなされたのだ。その前に日本が行つたことは、一種の予約的行為なのであり、したがつて日本に関する限り、韓国の独立を承認する日付はサンフランシスコ平和条約発効日なのである。

(二)貴代表は「日本の敗戦と同時に在韓日本人を全部撤収させたのは国際法違反」と私が発言したというが、私はこのような言葉を言ったことは絶対にない。

(三)在韓日本国有及び私有財産に対する請求権に関して――

占領地域において官有財産を没収することは別問題だ。私有財産に関する限り、これは尊重されるべきだというものが国際法上の原則だ。したがつて在韓米軍政法令第三三号による解釈が、不幸にも韓日間で対峙するが、日本としては日本側の意見を撤回できない。

(四)ポツダム宣言に引用された、カイロ宣言

の『韓民族が奴隸状態』にあるという文句に關して――

日本はポツダム宣言を受諾したし、また今まで忠実に履行して來たと信じる。しかし私の考えによれば、この宣言の文章は、その文章が表示する法律的効果を目的とするものなので、日本が受諾したのは、その法律的効果を受諾したものである。したがつて、その他文句に関する解釈には、異なる解釈が生じることがある。

(五)日本の過去の韓国統治が、韓民族に恩恵を与えたということに関して――

私としては、こんな問題は建設的でないのTOUCHしたくなかった。日本は敗戦して更生したし、韓国は独立したので、過去は考えないのでこの会談を進行させるのが良いと思う。貴国側では私の発言が破壊的だと言うが、私としては却つて貴國側が会議に直接関係ない話をして、私の発言に過度な異議を唱え、議論をより複雑にしたと思う。要は、私の発言に対しても、貴側が釈明しろと言うが、釈明する問題ではない。したがつて日本の韓国統治が、韓民族に恩恵を与えたという問題に関しては、肯定も否定もできない。

金代表「私は、去る財産請求権委員会のわが側の報告書を精読し、幾つかの点を明白にしなければならないと思うので、幾つか質問をする。あなたは今なお、大韓民国が講和条約締結前に独立したことを、国際法違反だと

久保田代表「日本側としては、戦争は講和条約で終結する……」と前に言つたことを繰り返すので、

金代表が再度追求質問すると、「これは從来の国際法の慣例から見て、異例だと言つたものである。したがつて積極的に国際法違反なのか、違反でないかという問題に対する答弁は、保留する」と答弁した。

金代表が「率直に言え」と追求すると、下田代表(日本外務省条約局長)は、「カイロ宣言には日本が参加しなかつたし、このカイロ宣言にある韓国独立問題がポツダム宣言に引用され、これを日本が受諾して降伏文書に署名をしたものだ。したがつてこの降伏文書署名以後は、日本は完全独立国ではなかつたし、この地位はまるで民法における未成年者のようなものである。したがつて勿論、降伏文書でポツダム宣言を受諾するとして、韓国の独立を認定することはしたが、日本が連合軍によつて占領されていた時は、日本は韓国の独立を決定的に、最終的には承認することはできなかつた。したがつて講和条約によつて日本は、韓国の独立を承認したのだ」と言うので、

わが側金代表は「一昨年から既に二〇〇回余りも会議を繰り返す中で、常に明日のために貢献になる話をしようとしたのに、なぜ日本側は前回の財産請求権委員会で『韓国が講和条約締結以前に独立したことが国際法違反だ』とか、『日本は韓国統治時代に韓国人

に恩恵を多く施した』等など、非建設的な話をするのか疑問である。また日本側代表は去る会議では『韓国が講和条約締結以前に独立したことが国際法違反だ』と言つたのであり、『異例』とは言わなかつた。貴側でこのような発言を訂正、ないし変更する意向があることを望む』と言うと、

日本側久保田代表は『去る会議で、私としては『異例』と言つたものである。またこのような言葉を私から発言する意向は少しもなかつたのに、会話の進行中韓国側の質問に導かれて、このようなことを言つたのであり、私として自発的に特別な意図があつて言つたのではない』と弁明した。

わが側金代表が『問題を整理する必要があると感じる』と前提し、『(第)二次大戦直後、在韓日本人を強制撤去(退去)させたことは、国際法違反と考えるのか』と質問すると、

日本側久保田代表は『そんなことを言つたことはない』と否認し、『万一貴側の記録に、私がそう言つたことになつていたら、取り消してくれるよう望む』と言つた。

わが側金代表が『まだあなたは、ボツダム宣言にある『韓民族の奴隸状態』』という文句は、連合国が興奮しているのに起因して使用した文句だと質問すると、

日本側久保田代表は『そうだ。万一、連合国が現在のような状態でボツダム宣言文を作成したならば、そんな文句を使用しなかつただろ』と答弁した。

わが側金代表は「日本が韓国を統治して韓国に恩恵を施したと、あなたはまだ信じているのか」と質問すると、

日本側久保田代表は「その言葉は貴国側で、日本の韓国統治の『マイナス』(二)の面だけを言つたので、『プラス』(十)の点もあると言つたものだ。したがつてこういう言葉は、韓国側が先に発言して始まつたことから発生した言葉である。それゆえ私のこの発言を、後半だけ聞いて話してはならない』と答弁するので、

わが側金代表は「それなら、この発言は公的発言だつたのか」と質問すると、

日本側久保田代表は「勿論個人として言つたのではなく、公的資格で言つたものである。しかしこんな発言をしろという、政府の訓令によつて発言したのではない』と答えた。

わが側金代表は「まだ貴国側では韓日間の基本的な問題で、この韓日会談を順調に円満解決する根本的精神になる問題に関する、貴国側の意見が正しいと言うのだから甚だ遺憾なことだ。だから、こういう問題を先に解決しないで、どうやつてこの会談を上手く進行させるのか』と言つた。

日本側久保田代表は「必要ならば、次の本会議までには考えて答弁する」と言つた。

韓日会談第四次本会議経過報告書

五二一六三頁

日時 一九五三年一〇月二一日 午前一〇時
三五分～一一三分 外務省第四一九号室

立もこういう異例の一つで、この韓国独立は当時の世界情勢によつて取られた措置だ。これを法的に見れば、何ら国際法違反にならないものだ』と言うので、

わが側金代表は、日本側下田代表から対日講和条約締結以前に韓国が独立したことが国際法違反ではないと確認を受けた後、日本側久保田代表に

「貴国側代表の一員が以上のようないい発言をしたのだから、首席代表としての意見を言え」と言うと、

久保田代表が「今は答弁できない」と回避したので、

わが側金代表は「国際会議の先例から見て、一国の代表の一員が、その会議の席上で発言したことに関して、その国の首席代表が発言をできないというのは、奇異な事実だ」と言つた。

日本側久保田代表は「必要ならば、次の本会議までには考えて答弁する」と言つた。

国が独立したことは、国際法違反なのかでないかに関する問題)に関して見解を説明する。

(二)この問題は国際法違反なのか、国際法

違反でないのかという問題ではなく、他の問題なのである。即ち、ある新しい国家が事実上独立すれば、その国家の独立を他の国家が承認するか、しないかの問題があるのであり、その新しい国家を承認するか、しないかは、その承認する国家の認定によつて決定されるのである。韓国はサンフランシスコ平和条約の前に独立したし、この独立を、国際連合を始め多数の国家が承認したという事實を、われわれも認定しているものである。しかしながらわれはこの承認を（韓国独立の承認）時期尚早とも見ないし、これに至るにおいて国際法違反とも思はない。

(二)しかし、韓国と日本とに關する限り、日本はカイロ宣言によつて明示された韓国の独立方針を承認し、一九四五年九月二日に降伏文書に署名したが、その後日本は連合国によつて占領され完全主権國家でなかつたので、韓国の独立を自ら進んで承認できなかつた。したがつて日本は、韓国の独立が多数国家によつて承認され、数年経過したという事實を認定すると同時に、サンフランシスコ平和条約発効即ち一九五二年四月二八日に韓国独立を正式に承認したので、連合国が韓国独立を承認した日付と日本の平和条約調印の日付の間に間隔があつたので、これが国際法上異例(exception)だと言つたものだ。我が側金代表が「第一次財産請求権委員会で貴下は、問題の発言をした事実があるのか」と質問すると、

日本側久保田代表は「当該分科委員会は公式記録がないのではつきりしないが、問題の発言を私がしたとしたら、今説明したのと同じ意味と考えていただきたい」と回避するので、

金代表が「問題の発言をしたのか、しなかつたのか」とより追求すると、

久保田代表は「第一貴側の会議録に、問題の発言が貴側が言つたようになつてゐるなら、また貴側が望むなら、たつた今私が説明したもので、代置しても良い」と答弁した。

金代表は「わが側の記録によると貴下は、『万』、日本が當時（日本が韓国を侵略した時）韓国を征服しなかつたなら、韓国は他國によつて征服されただろうし、その時は韓国はもつと悲惨な立場に置かれただろう」と言つたとなつており、また『日本は韓国に恩恵を施した』と言つたとなつてゐるが、今なお貴下はこう思うのか」と質問すると、

久保田代表は「私は『征服』という言葉を使つたことはなく、『日本が韓国に行つた』と言つた。またこの発言は、日本側首席代表として先に率先してした発言ではなく、個人の資格として言つたものだ。またこのような発言は私が個人として、外交史を研究して出た結論を言つたものに過ぎない」と言うので、

金代表は「貴下は私が、貴下が言明したと言つたようなどその意見を、今もそのまま持つてゐるのか」と質問すると、

日本側久保田代表はこれを肯定した。

金代表が「わが側の記録によると、問題の会議時に、貴下がポツダム宣言に引用された『韓民族の奴隸状態』の表現は、当時連合国が戦争によつて興奮したせいで、そんな表現をしたと言明したことになつてゐるが、貴下はまだこのような考え方をしているのか」と質問すると、

久保田代表は「その発言はただ、貴国側の発言に沿つて言つたもので、私が進んで言つたものではない」と回答を回避し、以下のような質疑応答があつた。

金代表「その発言が、わが国の国民を侮辱すると思わないのか」

久保田代表「その発言は、私が代表の資格で言つたものではなく、この問題を反復討議すれば、この会談のために建設的にならないと思う」

金代表「あなたのそういう発言が、この会談進行のための、われわれの努力に妨害になると思わないのか」

久保田代表「そういう発言は、貴側から先に発言したから言うことになつたもので、私が進んで発言したものではない」

金代表「あなたのそのような発言は、この会談進行に甚大な妨害になる。貴代表は日本の韓国統治が韓国に多くの貢献をしたと言つたが、如何なる貢献をしたと言うのか」

久保田代表「本人はこういう問題を討議する必要はないと思う。韓国に貢献云々問題は、昨日の会議で本人が説明した」

金代表「それなら貴下は、本人の質問に対する答弁を拒絶するのか」

久保田代表「そうではない」

続いてわが側張（暉根）代表が補充説明をし、これに対する日本側の回答を要求すると、

久保田代表は「万一、その当時（日本の韓国侵略当时）、日本が韓国に行かなかつたなら云々の私の言葉は、ただ私の個人的意見に過ぎないもので、その他の発言に対しても私がたつた今説明したことを見酌していただきたい。またこういう問題の討議は、この会談の進行に寄与しない」と答を回避するので、

金代表は概ね、次のように言つた。「私は一

九五二年一〇月から開かれた会談以来、常に両国に介在している諸懸案の円満な早急な解決のために、どれ程努力したかわからぬ。即ち、本人は今年九月に貴国の奥村外務次官と、韓日会談再開に関して討議した数分後に、帰国することを決定したのである。また今般、会談再開においての私の挨拶を良く読んでみれば、われわれがどれだけ熱心に諸懸案の早急な解決を希望しているか分かるだろう。

われわれは過去を全部忘れて、韓日親善を急速に結ぼうと努力したのだが、去る第二次財産請求権委員会で貴首席代表は、昨日と今日討議したような問題の発言をした。例えば、カイロ宣言で言明されている『奴隸状態』は、連合国によるものだと主張した。こういう発言は、この会談の進行に甚大な支障を与えるものなので、この発言に関する責

側の誠意ある答弁を期待したが、貴側は今なお間違つた発言による意見を堅持するのみならず、その意見を正当化しようと努力しているのは、甚だ遺憾なことと思う。

私は、貴側の建設的態度を期待したが、貴側は終始その態度を表さなかつたので、以下二項目の要請をする。万一、この要請が日本側によつて受諾されない限り、わが側代表団は、この会議に継続して出席できない。

（一）たつた今討議した貴側代表が発言した、問題の五項目の声明を撤回すること。

（二）貴側は、貴側の上記声明が誤りだったと言明すること。

続いて久保田代表は、「今、金代表から韓日会談の経緯に関する累々たる説明と、韓国側の諸懸案を早急に解決するための熱意に関する説明を聞いたが、日本側も韓国側と同じようすに熱意を持つてゐるものである。貴側では日本側の発言が非建設的だと非難するが、逆にわが側は貴国側が非建設的だと思う。なぜならば一九五二年二月韓日会談が開催される直前に李ラインを宣布したし、また今般会談

が再開される直前に李ライン宣言を強行し、李ライン内で日本漁船を拿捕して、この会談

進行の雰囲気を悪化させた。この李ラインに対するわが国政府の見解は、何度も言明したところがあるが、わが国政府はこの李ラインの一方的設置は国際法違反と考え、したがつてこれを国際司法裁判所に提訴し、その判決によつてどちらの主張が正当なのかを決定づけ

ることが原則だと思う。

あなたの二項目の要請に対しても答弁する。

（一）私の発言を全部撤回せよという要請だが、われわれのこの会議は平等な外交会議だと考える。国際会議で一国の代表として見解を発表するのは当然なことで、また相互差異がある意見を吐露するのも、当然あり得ることである。しかし私の経験から見て、一国の代表が発言したものをお聞きした例を聞いたことがない。まるで私が暴言したかのよう、私の全発言の内、一ないし二個項目だけを発表して、外国に宣伝をすることは妥当でないと思う。したがつて私は、この問題になる会議に関する会議録を公表するつもりだ。そして私の発言を撤回する意思は全くない。

（二）私の発言が誤りだったとは思わない。しかし貴側では、貴側の要請をわが側が受諾しなければ、この会議をもう進行できないといふが、わが側はそう思わない。万一、そのままでは貴側がこの会議を進行できないのなら、遺憾だが会議は決裂するのであり、仕方がないことだ」と言つた。

これにわが側金代表は、「あなたはわが側の要請を拒否したので、私が言ったように、この会談にこれ以上続けて出席することはできまいし、これは全く貴側に責任がある」と言つて、会談を終了した。

韓日会談第四次本会議（一九五三年一〇月一日）における張暉根代表の発言内容

日本側代表が質問した事項に対する、日本側の説明をわれわれが検討してみた結果、問い合わせに対する答ではなかつたり、または回避的で修正的な説明に過ぎないもので、誠意ある説明と見られないのは、遺憾だと言わざるを得ない。

第一に、日本が受諾したポツダム宣言に引用された「韓国人の奴隸状態」という文句は連合国側の戦争中の興奮の表現に過ぎないもので、日本側がこれを承諾したり、これによって拘束されるものではないと、日本側は昨日説明したが、韓国を解放し、日本人を韓半島から追放し、在韓日本人の財産を米軍政府に帰属させた一連の措置は、「韓国人の奴隸状態に留意」し、この不法な状態を正常な状態に復帰させるためのものでなく、何なのか？万一「奴隸状態」ということが、日本側を拘束する何の意味も持っていないとしたら、日本は韓国の独立、日本人の韓半島からの追放、日本の在韓公私有財産の没収を全面的に否認し、不法だと主張する結論に至るものと思わざるを得ない。

第二に、三六年間の総督政治が韓国人に恩恵を与えた、という日本側首席代表の発言に関して日本側は昨日、総督政治が韓国人に害悪だけ及ぼしたのではなく、利益を与えた面もあるという趣旨と説明したが、これはわが側が「日本が総督政治を通じて独立運動をした韓国人を投獄または虐殺し、すべての自由

を剥奪し、米穀その他重要物資を世界市場価格より廉価な低物価で收奪したことに対して、賠償請求できることを、まだ保留している」と発言したことに対する日本側首席代表の応酬だつただけでなく、日本側首席代表は一步踏み込んで、「日本が韓国を征服しなかつたら、韓国は他国に征服されただろうし、日本の支配よりもっと悲惨な境遇を受けただろ」と言及したことから見て、「総督政治は韓国人に対する害悪より、恩恵をより施した」という意味でなくて何なのか？

最初の発言を率直に撤回する、誠意ある態度の代わりに、日本側がこのような説明で糊塗しようとするのは、甚だ遺憾だと言わざるを得ない。植民政策の先駆者として、韓国に行っている日本人のための施策と、日本の繁栄のための組織的な搾取政治を、逆に韓国人に利得を与えたという観念は、昔日の総督政治時代に日本がした総督政策の弁護であり、正当化(Justification)であり、これを前提として韓日間の全面的な国交調整を企図するといふのは、日本側の矛盾した態度でなく何なのか？

(いー・やんす／韓国語通訳・翻訳家、日韓会談文書・全面公開を求める会会員)